

燕市教育委員会告示第 7 号

分水良寛史料館移転整備に係る基本構想検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 25 日

燕市教育委員会

教 育 長 小 林 靖 直

分水良寛史料館移転整備に係る基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分水良寛史料館の移転整備に係る基本的な方向性を示す分水良寛史料館移転整備に係る基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、分水良寛史料館移転整備に係る基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験又は専門的知見を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係機関の職員又はそれに準ずる者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があ

るときは、委員会に前条に規定する委員の人数を超えて臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、第1項に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員及び臨時委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第1回の会議については、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(謝金)

第8条 委員の謝金は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第1号に該当する委員 日額20,000円

(2) その他の委員 日額5,000円

2 前項の金額について、他の委員との均衡を著しく失すると認められるときは、教育委員会が別に定めるところにより別段の取扱いをすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。